

国土交通省 提出資料

修繕に係る負担金の取扱いについて

修繕については負担金の対象とすべき

- ・地方から、特に直轄事業負担金の維持管理分の廃止について強い要望が出ていることを踏まえ、国土交通省として、維持管理分の負担金収入がないものと仮置きして、来年度の概算要求を行ったところである。
- ・しかしながら、維持管理のうち「修繕」（河川については維持管理のうち起債対象とされている事業）は、施設の機能回復・向上を行うためのものであり、改築に近いものであることから、投資的経費とされ、修繕の負担金は起債対象として認められているところであり、維持とは性格が異なるものである。
- ・このため、修繕については、知事会等が主張する「管理主体である国が負担すべき」維持管理負担金に含めて一律に取り扱うのではなく、負担金の対象とすべきものと考えられる。
- ・なお、道路事業においては、地方が管理する道路の修繕に対する補助制度があることから、負担金と補助金のバランスを考える必要がある。

一級水系に係る流水占用料等の取扱いについて

流水占用料等は管理者である国に帰属すべき

- ・道路、港湾等の公物に係る占用料等は、一般的に管理に要する経費に充てるための財源として管理者に帰属すべきものである。
- ・新河川法の制定時（昭和38年）に、一級河川の管理は国とされたが、管理費用の一部を都府県が負担する（直轄事業負担金）ことをもって、流水占用料等は、従前のまま都府県の収入とされた。
- ・今回、直轄河川の維持管理費用を全額国費負担とするのであれば、流水占用料等は国の収入としないと、河川の管理に要する費用の財源であるべきこの収入の性格からして不適切である。

流水占用料等の帰属は維持管理に係る費用負担に対応して処理すべき

- ・流水占用料等は、許可に伴い増加する管理コストに充てられるべきものであり、この許可により新たに発生する業務は維持管理に関するものである。建設事業の実施とは直接リンクしない。

流水占用料等の帰属は管理主体及び費用負担と一体的な問題

- ・一部の自治体においては、失う流水占用料等収入が維持管理に係る負担金の額を上回るのは事実であるが、総額では維持管理に係る負担金の額が大きく上回る。
- ・流水占用料等の帰属の問題は、管理の主体と費用負担及びこのための財源を一体として考えるべき問題である。

一級水系における特定水利使用に係る流水占用料は、国に帰属すべき

- ・発電等の特定水利使用に係る事務については、一級河川の指定区間においても国が行うこととされている。これは、水資源の総合的な利用と開発を図るため、一級水系に係る流水を水系一貫の観点から総合的に管理するための措置である。
- ・特定水利使用については、その許可の実務や巡視・点検、下流に及ぶ流量の観測やコントロール等の事務を、国が相当の費用をもって実施しているところであり、流水占用料等はこれらの経費に充てるべきものである。

業務取扱費に係る負担金の見直し(平成22年度以降の取扱い)

事務費(業務取扱費)に係る直轄事業負担金と補助金は、そもそも
の性格が異なることから、制度内容も異ならざるをえない。

- ・補助事業は、単独事業を行う地方公共団体の通常の実施体制では不足する別途の体制が必要であるため、追加的な体制確保に必要な事務費を補助の対象としている。
- ・一方、国は直轄事業しか行っておらず、その実施体制の確保に直接必要な事務費は、直轄事業により受益する地元地方公共団体と分担している。

業務取扱費に係る直轄事業負担金は、共通経費を按分して算定されるため、都道府県等に分かりにくく、内容の精査・確認に多大なコストが必要。

- ・直轄事業は、全国的に構築された国の体制によって行われるため、地方整備局本局や国土技術政策総合研究所等の一部経費のように、各事務所が直轄事業を実施する上で必要となる共通経費については、按分によって都道府県等ごとの負担額を算定せざるを得ない。
- ・その結果、計算方法が複雑となるため、都道府県等にとって分かりにくく、内容の精査・確認に多大な労力が必要となるほか、国においても事務作業に多大なコストを要し、効率的ではない。

補助事業に係る事務費については、不適正経理が横行しており、直ちに根本的な解決を図るべき。

- ・会計検査院が検査を行った全ての地方公共団体で、国土交通省所管の国庫補助事業の事務費を巡り、不適正経理が2年続けて発覚しており、重大な問題。制度自体のあり方を見直すべき。

会計検査院の検査結果

	検査対象の自治体 (a)	不適正経理が 発覚した自治体 (b)	(b)/(a)
平成19年度	12道府県	12道府県	100%
平成20年度	26府県2政令市 13中核市	26府県2政令市 13中核市	100%
(計)	38道府県2政令市 13中核市	38道府県2政令市 13中核市	100%

(注) 平成20年11月7日、
平成21年11月11日公表

以上を踏まえて

平成22年度から、直轄事業についても、補助事業についても、人件費等の事務費（業務取扱費）を撤廃すべきである。

- ・なお、地方の中にも、直轄事業負担金の業務取扱費と補助金の事務費を全廃すべきとの声もある。

2009年11月11日(水)

朝日新聞(夕刊)14面の記事

※タイトル「不正経理 全国に横行」

平成21年度分の直轄事業負担金の請求について

平成22年度に事務費（業務取扱費）について抜本的な見直しを行うが、平成21年度の請求においては、特に地方にとって分かりにくい退職手当、営繕宿舍費は請求しない。

- ・仮に、全国知事会の意見に沿って、業務取扱費の一部経費については平成21年度の請求をしないとしても、平成21年度に予定されている経費の支出自体は避け難い。
このため、業務取扱費の一部経費について地方負担金を請求しない場合には、工事費等を節減して国費により必要経費を肩代わりすることが必要。
しかしながら、現行予算の範囲内で、これまで各都道府県等と調整をしながら進めてきた工事費等を節減することには限界もあるため、請求しない経費の範囲を幅広くすることは困難である。
- ・また、今年度の地方交付税は現行の直轄事業負担金の範囲を前提に所要額を措置済みである。
- ・一方、平成22年度からは、事務費に係る補助金の廃止とあわせて業務取扱費の抜本的な見直しを行うこととしているものの、平成21年度においては一定の限界があるなかで、業務取扱費に係る直轄事業負担金のみを一部見直すこととなることから、各方面の指摘や全国知事会の要望も強く、また、直轄事業の実施との関係が相対的にわかりにくい、退職手当、営繕宿舍費について請求しないものとする。
- ・なお、公務災害補償費は、補助事業においても同趣旨の経費が対象となっている。
- ・そもそも、事務費（業務取扱費）に係る直轄事業負担金と補助金とは、性格が異なっており、管理職の人件費については、専ら、かつ、直接的に直轄事業に従事する職員の分であることから、直轄事業負担金の対象としている
- ・また、直轄事業負担金の対象となる業務取扱費に対して、補助事業の事務費比率と同じ上限率の設定をすることはできない。（補助事業の事務費比率は、平成8年度に行われた事務費の実態調査を踏まえ決定されている。）

業務取扱費に係る直轄事業負担金は、直轄事業のみを行う国の実施体制の確保に直接必要な経費について、受益者負担の観点から、地元地方公共団体と分担するもの。

事務費に係る補助金は、単独事業を行う地方公共団体の通常の実施体制では不足する別途の追加的な実施体制の確保に必要な事務費について、支援するもの（受益者負担の観点から助成するものではない）。

工程表(素案)について

○平成21年度

- ・ 詳細な内訳明細を再提示。
- ・ 平成21年度の直轄事業負担金について、退職手当、営繕宿舍費については請求しない。

○平成22年度

- ・ 直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、あわせて補助金の事務費も全廃。
- ・ 修繕を除く維持管理費について全額を国が負担(次期通常国会に関連法案を提出)。修繕分は、検討を継続。
- ・ 一級水系に係る流水占用料等について、管理者である国の帰属とする(次期通常国会に関連法案を提出)。

○平成22年度～平成25年度まで

- ・ 直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担のあり方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら検討を行い、現行制度(新設・改築、修繕)の廃止とその後の在り方について結論を得る。

(検討すべき事項)

- ・ 社会資本整備に関する国と地方の役割分担
- ・ 社会資本整備の遅れている地方への配慮
- ・ 社会資本整備の円滑・着実な推進方策
- ・ 関連する諸制度の取扱い

等